

船橋市青少年会館の使用団体登録及び使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市青少年会館（以下「青少年会館」という。）の使用団体登録及び使用に関し、船橋市青少年会館条例（昭和55年船橋市条例第40号。以下「条例」という。）及び船橋市青少年会館条例施行規則（昭和55年船橋市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 青少年会館を使用することができるのは、原則として2人以上で構成される団体とする。

(使用団体登録の要件)

第3条 青少年会館の使用団体のうち「青少年団体」として登録することができる団体は、構成員のうち半数以上が青少年（小学校就学の始期から18歳に達するまでの者。以下同じ。）で構成されている団体とし、加えて次の各号の要件を備えるものとする。

(1) 会長等の代表者がいること。なお、代表者は申請日において18歳以上の者であること。

(2) 会長等の代表者のほかに、連絡できる構成員がいること。

(3) 10人以上で構成されていること。

(4) 構成員の3分の2以上が市内在住・在勤・在学であり、主たる活動の場所が市内であること。

(5) 団体の事務所（連絡所）が市内にあること。

2 青少年会館の使用団体のうち「青少年育成団体」として登録することができる団体は、青少年の健全育成を目的に活動する者及びその指導を行う者で構成されている団体とし、加えて前項各号の要件を備えるものとする。

3 青少年会館の使用団体のうち、青少年団体及び青少年育成団体を除く、第3条第1項第1号及び第2号の要件を備える団体を「一般団体」とする。ただし、単一家族については団体とみなさない。

(使用団体登録の申請)

第4条 青少年会館を使用しようとする団体は船橋市青少年会館使用団体登録・更新申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）により、登録の申請をしなければならない。

2 青少年団体及び青少年育成団体が登録申請をする場合、前項に規定する登録申請書に加えて、次の各号に掲げる書類を添えて申請をしなければならない。

(1) 役員及び会員名簿

ア 青少年団体として登録する団体は、構成員の年齢と居住地又は通勤・通学地が確認できる名簿（第2—1号様式）

イ 青少年育成団体として登録する団体は、構成員の居住地又は通勤・通学地が確認できる名簿（第2—2号様式）

(2) その他必要と認める書類

(使用団体登録の審査及び登録)

第5条 青少年会館長（以下「館長」という。）は登録申請のあった団体の内容を審査し、青少年会館使用団体として登録をする。

(登録書の交付)

第6条 館長は、第5条により使用団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）に対し、船橋市青少年会館使用団体登録書（第3号様式。以下「登録書」）を交付するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録団体の登録の有効期間は、7月1日から翌々年6月30日までの2年間とする。ただし、期間の中途で登録を受けた場合の期間は、次期登録期間前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

(登録の更新)

第8条 登録団体は、登録の更新をしようとするときは、第4条の規定に基づき申請をしなければならない。

- 2 登録の申請は登録有効期間満了日の1月前から行うことができる。
- 3 登録の更新の申請が登録期間満了日の翌日から起算して2年間を経過している場合は、新たな登録の申請として取り扱うものとする。

(登録内容の変更又は登録廃止の届出)

第9条 登録団体は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに館長に船橋市青少年会館使用団体登録内容変更届（第4号様式）により届け出なければならない。ただし、第3条の要件を満たす範囲での構成員の増減については、届け出を省略できるものとする。また、当該団体を廃止する時は、速やかに館長に船橋市青少年会館使用団体廃止届（第5号様式。以下「廃止届」という。）により届け出なければならない。

(登録団体の登録の取消等)

第10条 館長は、次の各号に該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体が第9条に規定する廃止届を提出したとき。
 - (2) 第3条に規定する登録要件に該当しなくなったとき。
- 2 館長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該団体に対し、船橋市青少年会館使用団体登録取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(抽選予約)

第11条 青少年団体及び青少年育成団体は、抽選予約に参加することができる。

- 2 抽選予約の申し込みは、使用を希望する日の属する月（以下「当月」という。）の3月前の1日から10日の期間に、予約システムを通じて2回まで行うことができる。
- 3 同一の施設を2単位以上連續して申し込みを行う場合は、それを1回として数えるものとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日の申し込みは、1日に1回のみとし、かつ連續した2単位までとする。なお、第一和室及び第二和室については、間仕切りを解放した2つの部屋を1つの部屋として数えるものとする。

(随時予約)

- 第12条 青少年団体及び青少年育成団体は、当月の3月前の20日午前9時から予約システムを通じて随時予約を行うことができる。
- 2 一般団体は、当月の2月前の1日午前9時から予約システムを通じて随時予約を行う

ことができる。

- 3 隨時予約できる回数は、抽選予約の当選確定分を含め、1月に2回までとする。ただし、当月における予約はこの限りではない。
- 4 同一の施設を2単位以上連續して予約を行う場合は、それを1回として数えるものとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日の申し込みは、1日に1回のみとし、かつ連續した2単位までとする。なお、第一和室及び第二和室については、間仕切りを解放した2つの部屋を1つの部屋として数えるものとする。

(優先予約)

第13条 青少年団体、青少年育成団体及び市又は教育委員会は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当月の1年前の最初の開館日から優先予約をすることができる。

- (1) 青少年会館が事業を実施する場合。
- (2) 市又は教育委員会が主催または共催して事業を実施する場合。
- (3) その他、特に教育長が必要と認める場合。

(優先予約の申請)

第14条 優先予約をしようとする団体（前条第1号を除く。）は、当月の4か月前の最終開館日の16時までに船橋市青少年会館優先予約申請書（第7号様式）に必要書類を添えて、申請しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、船橋市青少年会館優先予約決定通知書（第8号様式。以下、「決定通知書」という。）により通知するものとする。
- 3 決定通知書が通知された団体は、使用日までに規則第2条第1項に基づき、船橋市青少年会館使用許可申請書を提出しなければならない。

(レクリエーション広場の使用及び予約)

第15条 レクリエーション広場の使用時間及び単位は、9時から12時までを午前の部とし、12時30分から16時30分までを午後の部とする。

- 2 同一団体のレクリエーション広場の土曜日、日曜日及び国民の祝日の使用については

午前の部または午後の部の 1 単位のみ受け付けるものとする。

- 3 青少年団体及び青少年育成団体は、当月の 3 月前の最初の開館日の 9 時から青少年会館にて予約を行うことができる。
- 4 一般団体は、当月の 2 月前の最初の開館日の 9 時から青少年会館にて予約を行うことができる。
- 5 予約できる回数は、1 月に 2 回とする。ただし、当月における追加の予約はこの限りではない。

(未成年者の使用)

第 16 条 未成年者のみで青少年会館を使用しようとする場合は、保護者又はそれに代わる成人の者が、使用日に立ち会わなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、会館に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

船橋市青少年会館使用団体登録・更新申請書

船橋市青少年会館長 あて

提出年月日 年 月 日

フ リ ガ ナ					
団 体 名					
団 体 所 在 地		〒 —			
代 表 者	フ リ ガ ナ			年 齢	
	氏 名				
	住 所	〒 —			
電 話	自 宅 ()	携 帯			
代表者以外の連絡先		氏名 電話			
団 体 の 種 別		青少年団体・青少年育成団体・一般団体・市又は教育委員会			
主な活動場所					
活動内容又は利用目的（具体的に記入して下さい）					
発 足 年 月 日		昭和・平成・令和 年 月 日			
構 成 員		未就学児 (名) 小学生～18歳未満(市内在住、在勤、在学 名 市外 名) 18歳以上 (市内在住、在勤、在学 名 市外 名)			計 名
会 費		年間 ・ 月 (その他) 円 / 無			
団 体 情 報		団体の情報・代表者の連絡先照会 (可・不可)			
		会員の募集状況 (有・無)			
		会員の資格条件等 (有・無)			

※内容に変更が生じた場合は直ちに届け出て下さい。

会 館 使 用 欄

登録申請のありました上記について、団体登録してよろしいでしょうか。						
許可決定 年月日	年 月 日	館 長	副主査	係 員	入 力	受 付
登録番号						

第2—1号様式
船橋市青少年会館長 あて

青少年団体

役員及び会員名簿

年 月 日現在

団体名	
-----	--

1. 代表者

代表者氏名	
-------	--

2. 代表者以外の役員（3名を超える役員は会員名簿に記載してください）

役職名	氏 名	市内住所 市外の場合は在学校もしくは勤務地	連絡先

3. 会員

No.	氏 名	市内住所 市外の場合は在学校もしくは勤務地	年齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

第2—2号様式
船橋市青少年会館長 あて

青少年育成団体

役員及び会員名簿

年 月 日現在

団体名	
-----	--

1. 代表者

代表者氏名	
-------	--

2. 代表者以外の役員（3名を超える役員は会員名簿に記載してください）

役職名	氏 名	市内住所 市外の場合は在学校もしくは勤務地	連絡先

3. 会員

No.	氏 名	市内住所 市外の場合は在学校もしくは勤務地
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

船橋市青少年会館使用団体登録書

年　月　日

団　体　名

代　表　者　　様

船橋市青少年会館長

年　月　日付で登録申請のありましたこのことについて、下記のとおり
船橋市青少年会館使用団体として登録しましたので通知します。

記

1 団　体　名

2 代表者名

3 所在地又は
代表者住所

4 登録期間　　年　月　日　から　　年　月　日

5 団体登録番号　　NO. (青少年団体・青少年育成団体・一般団体)

第4号様式

船橋市青少年会館使用団体登録内容変更届

船橋市青少年会館長 あて

_____年 _____月 _____日

使用団体の登録内容に変更がありましたので届け出ます。

団体名	
-----	--

該当事項に✓を入れてください

- 団体名の変更 (↑上記には旧団体名を記載してください)
 代表者の変更
 代表者の住所・連絡先の変更
 代表者以外の連絡先の変更

※ 下記には変更箇所のみ記載してください。

フリガナ			
団体名			
団体所在地	〒 一		
代 表 者	フリガナ		年 齢
	氏 名		
	住 所	〒 一	歳
	連絡先	()	
代表者以外の連絡先	氏名	電話	

届出者署名

以下は会館使用欄

登録番号 10桁

7	0	1							
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

上記届出により、登録内容を変更するものとしてよろしいでしょうか。

館長	副主査	係 員	入力者	受付者

第5号様式

船橋市青少年会館使用団体廃止届

船橋市青少年会館長 あて

_____年_____月_____日

団体名

代表者

船橋市青少年会館使用団体登録を廃止したいので届け出ます。

記

1 団体名

2 代表者名

3 廃止年月日 年 月 日

4 廃止理由 ()

5 団体登録番号 NO.

船橋市青少年会館使用団体登録取消通知書

年 月 日

団 体 名

代 表 者 様

船橋市青少年会館長

船橋市青少年会館の使用団体登録及び使用に関する要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり船橋市青少年会館使用団体の登録を取り消したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 取消年月日 年 月 日

2 団体登録番号 NO.

船橋市青少年会館優先予約申請書

年　月　日

船橋市教育員会教育長 あて

申請者 住所

団体名

代表者名

連絡先電話番号

船橋市青少年会館施設を優先予約したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 日 時

2. 行事名

3. 内 容

4. 使用施設

5. 利用予定者数 人

6. 理 由

第8号様式

船橋市青少年会館優先予約決定通知書

年　　月　　日

様

船橋市教育委員会教育長

年　　月　　日付で申請のあった船橋市青少年会館の優先予約について、下記のとおり決定したので通知します。

記

(1) 日　　時

(2) 行事名

(3) 使用施設

なお、使用にあたり、船橋市青少年会館条例施行規則第2条1項に基づき、青少年会館に「船橋市青少年会館使用許可申請書」を提出してください。